

令和4年度

長野市立 昭和小学校 P T A 総会 要綱

◇ 内容 【全体進行(前半)R3年度副会長、(後半)R4年度副会長】

1 新任職員紹介(省略)

2 議事<前半>

【議長】

事前配布の本冊子をご覧ください。

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 令和3年度事業報告について | PTA 総会要綱参照 |
| (2) 令和3年度一般会計及び特別会計決算について | PTA 総会要綱参照 |
| (3) 会計監査報告 | PTA 総会要綱参照 |
| (4) 令和4年度新役員の承認 | 別途配布の名簿参照 |

3 議事<後半>

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (1) 令和4年度事業計画案について | PTA 総会要綱参照 |
| (2) PTA 会費の徴収方法・令和4年度 PTA 会費について | PTA 総会要綱参照 |
| (3) 令和4年度予算案について | PTA 総会要綱参照 |
| (4) 顧問の設置について | 別途配布の名簿参照 |

昭和小学校 校歌

古き伝えも懐かしき 二つの村があいよりて
ここに建てたる学舎に 花の春も 月の秋も
日ごと集い 共に学ぶ 我らが幸を 友よ讃えん
山麗しく水清く 村は明るく人直き
ここに生まれて育ちつつ 暑き夏も 雪の冬も
共に励み日ごと遊ぶ この楽しさを友よ思わん
改まりゆく世に立ちて 心養い身を鍛え
父祖が開きしこの村を とわに伝え いよ興し
高きのぞみ深く睦ぶ 明日の日本を友よ築かん

伝田 青磁 作詞
平井康三郎 作曲

【目次】

- 令和3年度各部会事業報告
- 令和3年度 P T A 会計決算書
- 令和3年度 P T A 特別会計決算書
- 4年度各部会事業計画案
- PTA 会費徴収方法及び会費について
- 4年度 P T A 会計予算案
- 4年度 P T A 特別会計予算案
- 4年度 P T A 役員名簿(別紙)
- P T A 規約
- P T A 慶弔規定
- P T A 申し合わせ事項
- P T A 学級役員選出マニュアル

○PTA 総会については、本年度も中止とします。

本 PTA 総会要綱はホームページに掲載します。表決は昨年同様 Web 上で行います。よろしくお願いいたします。

令和3年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名【 本会（正副会長） 】

委員長・部会長名 |

1 令和3年度の活動内容
4月7日 総委員会の開催 4月13日 第1回常任委員会（顧問、会長、副会長、各部会長および学校職員で縮小開催） 4月16日 総会（コロナウィルス感染拡大防止のためWEB決議） 9月4日 しょうわつ子ふれあい広場コロナウィルス感染拡大防止の為中止 2月24日 第2回常任委員会（顧問、会長、副会長、各部会長および学校職員で縮小開催） 通年 あいさつ運動、手指消毒の実施（毎月第1月曜日） 三役会の開催 その他 ・学区安全対策会議への参加 ・市PTA連合会事業への参加（研修会、専門委員会活動） ・市PTA連合会犀南ブロック協議会事業への参加（親の会当番校） ・学校行事への参加
2 令和3年度の成果と課題
【PTA総会】 ・今年度もコロナウィルス感染拡大防止によりほとんどの活動が例年通りとはいなくなってしまうました。そこでPTA総会は学校メールで決議を行いました。結果2分の1以上の賛成により可決しました。PTA総会に関してはWEB決議をすることにより明確な決議ができました。 【あいさつ運動（手指消毒）】 ・正副会長により、毎月第1月曜日に昇降口で登校する児童の手指消毒を行いました。 【各部会の事業関係】 ・コロナウィルス感染拡大防止のため例年通りの各部会の活動はほとんど中止または縮小致しました。 【研修会等】 ・市P連主催の研修会ではWEB研修が中心となりましたが、11月14日に実施された研修会は参加できませんでした。 【その他】 ・犀南ブロック協議会の親の会の当番校だったので、テーマを「家族の対話の時間」として、犀南ブロック内9小中学校からWEBによってアンケートを取り報告できました。
3 申し送り事項
・新型コロナウイルスの状況を踏まえつつ、子どもたちに何が必要かを見極めながら、より良いPTA運営を続けていただきたい。 ・長野市大人と子どもの心得八か条を周知できるよう努力する。
4 令和4年度 特に考慮したいこと
・PTA会費の徴収方法の決定

令和3年度 P T A事業内容の概要と課題

部会名【学級会長会】

委員長・部会長名

1 令和3年度活動内容

- 4月7日 P T A総委員会出席、第1回学級会長会
- 4月13日 第1回P T A常任委員会
- 4月16,19日 第1回参観日（P T A会費集金、懇談会司会）P T A総会 【中止】
- 5月15日 単位P T A新学級会長研修会への参加 【中止】 ※動画配信
- 5月29日 運動会警備協力 【中止】
- 5月 日 新旧正副部会長会（ふれあい広場引継ぎ） 【中止】
- 6月15日 高学年P T A会費集金
- 6月19日 第1回単位P T A保護者代表者会
- 6月24日 低学年P T A会費集金
- 7月 日 正副部会長会 【中止】
- 7月 日 第2回学級会長会（ふれあい広場について） 【中止】
- 8月23日 長野市P T A連合会研修会への参加 ※動画配信
- 9月3日 前日・ふれあい広場への協力 【中止】
- 9月4日 当日・ふれあい広場への協力 【中止】
- 1月 日 第3回学級会長会（来年度クラス役員選出について） 【中止】
- 2月5日 第2回単位P T A保護者代表者会 【中止】
- 2月24日 P T A常任委員会

その他 学級懇談会司会進行

2 令和3年度の成果と課題

- ・ 新型コロナウイルスの影響によりほとんどの行事が無くなってしまった為、活動が出来なかった事が残念に思っています。

3 申し送り事項

令和3年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名 [家庭教育委員会]

委員長名

1 令和3年度の活動内容	
4月7日 年2回 4月～翌2月 5月～翌2月 4月26日 5月29日 6月 6月 5月～8月 8月 9月3日 9月4日 9月 10月 10月～12月 12月 2月	第1回家庭教育委員会開催 委員会だより「ほほえみ」第1号（7月）・第2号（12月）発行 防犯パトロール活動への協力 「まなざし第37集」と感想ノートの回覧 「PTA犀南ブロック協議会親の会」前当番校より引継ぎ 運動会警備協力（中止） 第2回家庭教育委員会（中止） 校内研修会「給食試食会・給食参観・栄養講義」（中止） 「PTA犀南ブロック協議会親の会」の企画 第3回家庭教育委員会（中止） 「PTAふれあい広場・バザー」前日準備（中止） 「PTAふれあい広場・バザー」への協力（中止） 「PTA犀南ブロック協議会親の会」の実施 （アンケート） テーマ「家族の対話の時間 ～夢中・未来・夢～」 「PTA犀南ブロック協議会研修会」へ参加 （動画視聴） テーマ「SDGsとは何か？」 「PTA犀南ブロック協議会親の会」アンケートの集計 「PTA犀南ブロック協議会親の会」の報告書作成（次年度「まなざし」に掲載） 第4回家庭教育委員会（中止）
2 令和3年度の成果と課題	
<p>(1) 「まなざし」と感想ノートの回覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響から、学級会や家庭教育委員会が予定通り開催できなかったため、「まなざし」の回覧についての意見や感想を集約することはできませんでした。 分散登校がありました。全学級が回覧を予定通りに行うことができました。 <p>(2) PTA犀南ブロック協議会「親の会・研修会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親の会」については、本校が当番校となり実施しました。コロナ禍で例年のような他行とのディスカッション形式での開催が難しいことから、家族でアンケートに回答することで、『家族の対話の時間』が生まれることを目指し企画をしました。PTA犀南ブロック協議会の役員のご家庭にご参加いただき、「楽しい時間になった」「よい機会になった」といった回答を多数いただくことができました。 「研修会」も、新型コロナウイルスの影響により、動画視聴となりましたが、各自の空いた時間に視聴できたことが好評でした。 <p>(3) 委員会だより「ほほえみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育委員会の活動報告だよりとして発行を予定していましたが、コロナ禍で活動が制限されてしまったことから、内容を変更して発行しました。家庭での教育やお子さんとふれ合う際に、参考にしたり大切にしてほしいことを情報としてご案内する形式で、前期・後期の2回発行しました。 	
3 申し送り事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定した活動ができない状況がおおよそ2年間続いています。このことから、今後は従来の事業を継続しようとするだけでなく、コロナ禍での活動の工夫や見直しが必要かと思われます。現状を見据えた時代に合った形で、子どもたちの健やかな成長のためになるような活動を期待します。 	

令和3年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名 [教養部]

委員長・部会長名

1 令和3年度の活動内容	
3月 24日	新役員顔合わせ、部長・副部長・班長・副班長選出 班毎新聞作成の引継ぎ
4月 7日	第1回部会 ◎活動について及び役割分担◎新聞づくりの流れ◎運動会警備と取材について◎ふれあい広場について◎防犯プレートについて◎各班打ち合わせ
4月 17日	PTA広報紙作成研修会（部長・班長・副班長で参加）⇒本年度中止、PTA広報作成のポイントをまとめた動画研修を実施（各自）
5月 29日	運動会警備協力⇒本年度中止
6月 21日	しょうわの輪 第205号発行
7月 下旬	第2回部会（ふれあい広場役割分担・詳細説明）⇒本年度中止
9月 3、4日	ふれあい広場協力⇒本年度中止
2月 中旬	第3回部会（◎1年間の反省と来年度に向けて◎来年度部内役員決めについて◎茶話会）⇒本年度中止
3月 上旬	しょうわの輪 第206号発行
3月 24日	令和4年度 教養部役員決め部会（部長・副部長・班長・副班長選出、引継ぎ）
2 令和3年度の成果と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事が少ない中ででの新聞発行であったため、例年3回発行するところ2回の発行となりました。 ・また、コロナのため集まるのが困難でしたが、LINE等を活用するなど工夫しながら発行することができました。 	
3 申し送り事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、写真撮影が困難でした。先生方が撮影した写真を使用させていただき助かりました。来年度もよろしくお願ひします。 ・また、部会の開催が難しく、班長の負担がとて大きくなくなってしまいました。新聞作成にあたっては、各班のメンバーの役割をしっかりと決め、分担して作業ができるようにするとよいと感じました。 	
4 令和4年度 特に考慮したいこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・来年度の新新聞発行については、PTAにて、発行の回数など検討していただきたいです。 ・年度当初にPTA会長（PTA事務局）から「個人情報に関するお願ひ」のお便りを来年度も出していただきますようお願いいたします。 	

令和3年度 事業内容の概要と課題

部会名 [厚生部]

委員長・部会長名

1 令和3年度の活動内容
4月 7日 正副選出 5月 7日 春のPTA作業前日準備・打ち合わせ→中止 5月 8日 春のPTA親子作業→中止 5月 29日 運動会警備→中止 8月 下旬 ふれあい広場打ち合わせ→中止 9月 4日 ふれあい広場当日→中止 11月 5日 秋のPTA作業前日準備・打ち合わせ 11月 6日 秋のPTA親作業 2月 1年間の反省→中止
2 令和3年度の成果と課題
・今年度は秋のみのPTA作業になりましたが、6学年の保護者・先生方にご協力頂き日頃手の届かない所を清掃する事ができた。
3 申し送り事項
・ひょうたん池の清掃・ベルマーク集計など時間内に終わらなかったため人数を増やすと良い。 ・一輪車のタイヤがパンクしていたので事前確認をして担当の先生に言って直してもらえると良い。 ・作業内容によっては軽トラックがあると便利だった。 ・力仕事や高い場所の作業があるので、大勢のお父さんの参加を呼びかけると良い。
4 令和4年度 特に考慮したいこと
・多くのお父さんに参加頂く為の呼びかけを積極的に行うと良い。 ・PTA作業での部員の役割、作業内容をしっかり把握する。 ・教室のカーテンの洗濯が出来なったので来年度は出来るようお願い致します。

令和3年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名 [環境整備部]

委員長・部会長名

1 令和3年度活動内容	
5月29日	運動会警備協力なし
7月 8日	第1回部会(運動会警備の反省・PTAバザー運営について他)⇒中止
8月26日	第1回地区正副会長との合同会議(PTAバザーについて)⇒中止
8月30日～9月2日	PTAバザー 品物集め⇒中止
9月 3日	PTAバザー 前日準備・品物搬入・値付け等⇒中止
9月 4日	PTAバザー 開催⇒中止
9月30日	第1回部会(資源回収について)
10月16日	資源回収実施
2 令和3年度の成果と課題	
(運動会警備協力) 運動会縮小開催の為、運動会警備はありませんでした。	
(PTAバザー) ふれあい広場・バザー開催中止の為、合同会議などのその他の活動もありませんでした。	
(資源回収) 西友川中島店にご協力いただき、新型コロナウイルス感染拡大防止のためドライブスルー方式で実施しました。例年より量は少なかったが、安全に回収ができたので、コロナ禍の回収方法としてよかったです。	
3 申し送り事項	
(資源回収) 資源回収登録申請書を年度当初に市に提出するようにしてください。 資源回収時の表示は、学校職員室後ろに保管してあります。	
4 令和4年度 特に考慮したいこと	
(資源回収) 今年度新しい試みで実施しましたが、来年度もコロナの状況を見ながら工夫して実施していただけたらと思います。	

令和3年度 PTA 事業内容の概要と課題

部会名 [校外生活部]

委員長・部会長名

1 令和3年度の活動内容

- 地区子ども会参加 ⇒ 中止
- 4/8 第1回部会（事業計画の確認）⇒ LINEにて
- 4/17 第2回部会（危険箇所調査、安心の家訪問について）⇒ LINEにて
- 5月 「危険箇所調査」⇒ 全校アンケートにて実施後、各地区ごとに報告書提出
「安心の家」訪問、結果報告
- 5/29 運動会警備の協力 ⇒ 中止
- 6/10 第1回学区安全対策会議 ⇒ 代表者のみ参加
- 8/3 第3回部会（旗当番、雨具購入について）
- 9/3.4 「ふれあい広場」協力 ⇒ 中止
- 10/18 「安心の家」交換品配布
- 1/24 第4回部会 分散登校時の旗当番の時間変更について
- その他 交通当番表の作成と配布 / パトロールステッカー掲示

2 令和3年度の成果と課題

●危険箇所調査

今回の危険箇所調査は、全校アンケートにより教頭先生が集計。それを元に各地区ごと報告書を作成しました。

危険箇所で要望の多い見直し箇所は、主に学校では対応できず、個人宅や、工事が必要であったり、費用が発生したりするものが多く、実現まで時間もかかり対応が難しいことも多い。調査結果に限らず通学路における工事施工なども、状況に応じ各家庭に部員が積極的に子どもたちや会員に情報発信・注意喚起して頂きたい。

●今年度もコロナ禍という事もあり人の集まる行事の中止や分散、部会のLINE化など変更改善しました。

3 申し送り事項

●交通当番表について

作成にあたり各地区、当番開始時間を確認していただきたい。
各地区の児童数により当番周期が異なりますが、ご理解ご協力をお願いしたい。

●「こどもを守る安心の家」訪問について

校外生活部の活動としては、登下校時や校外での生活において、子供達が安心・安全に過ごすことが出来るよう、お手伝いし見守ることが主になるので、保護者の方々、地域の方々のご協力を頂き、皆で地域の子供達を育てていこうという意識やご理解を頂けるよう、部員には昨今の状況を考慮した上でコミュニケーションをとっていただきたい。

4 令和4年特に考慮したいこと

冬期登下校時の安全確保のために、雪かきの協力をシーズン前から呼び掛けて頂きたい。
転倒や車道側を歩くことなどによる事故防止のためにも、降雪時には各家庭にて家前の道路は雪かきをして頂くよう、学校や地域の方々の協力を仰ぎながら安全確保のための働きかけをお願いしたい。

令和3年度 PTA事業内容の概要と課題

部会名 [地区正副会長会]

部員・部会長名

<p>1 令和3年度の活動内容</p>
<p>4月 第1回 地区子ども会参加 ⇒中止 5月 危険箇所調査(校外生活部へ協力) ⇒アンケート回答 7月 第2回地区子ども会参加 ⇒書面回答 地区懇談会開催 ⇒中止 8月 PTAバザーについて環境整備部・地区正副会長会合同会議 ⇒中止 9月 PTAバザー準備 ⇒中止 PTAバザー開催 10/16 PTA資源回収(環境整備部へ協力) ⇒部会の参加なし 10月 スポーツフェスティバル警備協力 ⇒依頼なし 12月 第3回地区子ども会参加 ⇒書面回答 3月 第4回地区子ども会参加 ⇒3月の登校班名簿提出(参加なし)</p> <p>その他 各地区、各自治会行事等運営・参加、分散登校時の配慮</p>
<p>2 令和3年度の成果と課題</p>
<p>○コロナ禍が長引き、各地区での活動となりました。 ○密を避けるため、地区の活動は草取りやラジオ体操などが主となりました。 ○書面やオンラインで学校や役員と連絡を取り合う年となりましたが、困惑した点はなく、今後も同じやり方で良いと思います。 ○地区懇談会は計画を立てる前に中止となりました。今後、地区懇談会が必要なのか検討していただきたいです。</p>
<p>3 申し送り事項(今年度の活動が少ないため、昨年度の申し送り事項を含みます)</p>
<p>○コロナウイルス感染が収束し、活動が再開される時には、令和元年度の役員さんにアドバイスして頂けるように申し送りしておくと思います。 ○行事の中止、登校時間の変更などは決まり次第早めに連絡をしてください。 そのため、役員の連絡網やLINEなどを有効に活用できればと思います。</p>
<p>4 令和4年度 特に考慮したいこと(昨年度の意見を含みます)</p>
<p>○学校から来入児名簿の配布が遅く、不備も多いので気をつけていただきたいです。 ○児童の転出・転入については速やかに該当する地区会長に連絡をいただきたいです。 ○児童数が少ない地区は役員の掛け持ち(地区副会長と環境整備部)をし、地区によって負担に差が出ています。クラス役員との調整を事前に準備した方が良いと思います。</p>

令和3年度 PTA一般会計決算報告

令和4年3月31日
長野市立昭和小学校PTA 会長 小山田幸二
会計幹事 岩原陽一郎

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,430,560	1,054,628	375,932

1 歳入

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(②-①)	備考
1 繰越金	372,556	372,556	0	
2 PTA会費(安全互助会費含む)	1,070,000	1,058,000	▲ 12,000	¥2,000×529 (家庭数498職員31)
3 特別会計繰入金	0		0	
4 その他の収入	0		0	
5 利息	10	4	▲ 6	
合計	1,442,566	1,430,560	▲ 12,006	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(①-②)	備考
1 総務費	1,114,805	900,402	214,403	
(1) 事務費	110,000	48,840	61,160	印刷機マスター 印刷機修理
(2) 会議費	10,000	8,679	1,321	
(3) 慶弔費	50,000	15,000	35,000	
(4) 市P連負担金	268,550	260,370	8,180	¥400×649 振込手数料770
(5) 入学式卒業式補助金	36,000	36,000	0	生花・松レンタル
(6) 旅費	5,000	1,400	3,600	
(7) 通信費	0	0	0	
(8) 運動会お茶	0	0	0	
(9) 図書費補助金	450,000	450,000	0	
(10) 渉外費	100,000	0	100,000	
(11) 地区負担金	0	0	0	
(12) 活動費補助金	0	0	0	
(13) PTA安全互助会費	80,255	76,613	3,642	
(14) 転出児童会費返金	5,000	3,500	1,500	1学期¥1,500×1 2学期¥1,000×2
2 家庭教育委員会費	30,000	14,369	15,631	
(1) 研究助成費	20,000	12,290	7,710	まなざし・よりよいPTA
(2) 事務費	5,000	2,079	2,921	
(3) 会議費	5,000	0	5,000	
3 学級会長会費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
4 教養部費	105,000	102,561	2,439	
(1) サークル助成金	0	0	0	
(2) PTA通信印刷費	100,000	100,540	▲ 540	しょうわの輪205号 206号
(3) 事務費	0	2,021	▲ 2,021	USBメモリ、封筒
(4) 会議費	5,000	0	5,000	
5 厚生部費	10,000	36,364	▲ 26,364	
(1) 環境整備費	5,000	36,364	▲ 31,364	PTA作業飲み物、謝礼
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
6 環境整備部費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
7 校外生活部費	5,000	932	5,000	
(1) 講習会費	0	0	0	
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
(3) 運営費	0	932	▲ 932	安心の家ボール
8 地区PTA会長会費	10,000	0	10,000	
(1) 会議費	10,000	0	10,000	
9 予備費	30,000	0	30,000	
合計	1,314,805	1,054,628	261,109	

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます

令和4年3月22日

会計監査 河内 重子
本藤 静華

令和3年度PTA特別会計決算報告

令和4年3月31日

長野市立昭和小学校PTA 会長 小山田幸二

会計幹事 岩原陽一郎

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,887,115	408,339	1,478,776

1 歳入

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(②-①)	備考
1 前年よりの繰越金	1,818,583	1,818,583	0	
2 PTAバザー売上	100,000	0	▲ 100,000	
3 ふれあい広場売上	50,000	0	▲ 50,000	
4 資源回収	50,000	68,510	18,510	
5 雑収入	50	22	▲ 28	利息
合計	2,018,633	1,887,115	▲ 131,518	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②本年度決算額	増減(①-②)	備考
1 金管バンド活動補助金	120,000	119,033	967	
2 街頭指導旗購入費/班長旗購入費	100,000	87,800	12,200	
3 環境設備費	0	12,200	▲ 12,200	資源回収手数料
4 金管バンド県外大会参加補助	100,000	84,506	15,494	
5 卒業証書ホルダー補助	62,000	64,800	▲ 2,800	¥540×120
6 児童会費補助	40,000	40,000	0	
7 PTA寄贈テント代	0	0	0	
8 予備費	10,000	0	10,000	
			0	
			0	
			0	
			0	
		0	0	
合計	432,000	408,339	23,661	

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます

令和4年3月22日

会計監査

本藤 静華

河内 亜子

令和4年度 事業計画（案）

【 本会（正副会長） 】

- 1 総委員会の開催(部会ごと教室にて実施) (4/7)
- 2 常任委員会の開催 (4/13・2/22)
- 3 総会の開催(WEB決議) (4/15～4/21)
- 4 三役会の開催 (年間約6回)
- 5 運動会の運営支援(警備) (6/4)
- 6 しょうわっこふれあい広場の企画・運営 (9/3)
- 7 あいさつ運動の実施(児童登校時の手指の消毒(正副会長)) (月1回)
- 8 学区安全対策会議、学校行事、その他会議への出席
- 9 市PTA連合会事業への参加
 - ・青少年健全育成フェスティバル・研究集会・専門委員会(2回/年)・理事会(4回/年)等
- 10 市PTA連合会、犀南ブロック協議会事業への参加
 - ・役員会(年6回)・研修会(7/3)・親の会(11/6)
- 11 県PTA連合会事業への参加
 - ・新役員研修会(3/4)等

【 家庭教育委員会 】

- 1 校内研修会、給食参観と試食会 (コロナウイルス感染状況により実施時期・方法検討)
- 2 運動会への警備協力 (6/4)
- 3 犀南ブロック「研修会」参加 (7/3)
- 4 しょうわっこふれあい広場への協力 (9/3)
- 5 犀南ブロック「親の会」参加 (11/6)
- 6 活動報告書「ほほえみ」発行 (年1～2回)
- 7 「まなざし」回覧 (年間)
- 8 防犯パトロール活動への協力 (年間)
- 9 家庭教育委員会開催 (年3～4回)

【 学級会長会 】

- 1 PTA常任委員会 (4/13)
- 2 学級懇談会 PTA会費・安全互助会費集金
(1・3・5年 4/15 2・4・6年 4/18)
PTA総会【中止】
- 3 単位PTA新学級会長研修会への参加 (/)
- 4 運動会当日の警備等協力 (6/4)
- 5 臨時学級会長会 (ふれあい広場について) (/)
- 6 ふれあい広場への協力 (9/2～3)
- 7 市PTA連合会研修会の参加 (/)
- 8 学級会長会 (/)
- 9 PTA常任委員会 (2/22)

※授業参観後の懇談会の司会進行

※学級会長会 年2、3回開催する予定

【 教 養 部 】

- 1 第1回部会 (4/7)
- 2 第2回部会 (7月中旬)
- 3 運動会警備協力
- 4 ふれあい広場への協力
- 5 しょうわの輪発行
第207号 (6月下旬)
第208号 (12月中旬)
第209号 (3月中旬)
- 6 第3回以降部会 (2月を計画)

【 厚 生 部 】

- 1 第1回部会 (4/7)
 - ・新部長・副部長選出
 - ・年間計画について
- 2 第2回部会 (5/27)
 - ・春のPTA作業打合せ (時間未定)
- 3 春のPTA作業 (5/28)
- 4 運動会の警備 (6/4)
- 5 第3回部会 (8月下旬予定)
 - ・ふれあい広場について
- 6 ふれあい広場への協力 (9/3~4)
- 7 第4回部会 (11/4)
 - ・秋のPTA作業打ち合わせ (時間未定)
- 8 秋のPTA作業 (11/5)
- 9 第5回部会 (2月)
 - ・1年間の反省

【 環境整備部 】

- 1 第1回部会 (5月中旬~下旬)
 - ・運動会警備について
 - ・年間計画 ほか
- 2 運動会警備協力 (6/4)
- 3 第2回部会 (7月中旬)
 - ・運動会警備の反省
 - ・PTAバザー運営について ほか
- 4 第1回地区正副会長との合同会議 (未定)
- 5 PTAバザー品物集め (8/29~9/1)
- 6 PTAバザー前日準備・品物搬入・値付け等 (9/2)
- 7 PTAバザー開催 (9/3)
- 8 第3回部会 (9月下旬)
 - ・PTAバザーの反省
 - ・資源回収について ほか
- 9 資源回収実施 (10/15)
- 10 第4回部会 (11月上旬)
 - ・資源回収の反省 ほか
- 11 第5回部会 (2月上旬)
 - ・活動の反省

校外生活部

令和4年度 事業計画（案）

1. 地区子供会参加（未定）
 - 4/14・7/12・12/6・3/2
2. 第1回部会（4/19）【LINE】
 - 事業計画案確認
 - 危険箇所調査について
3. 危険箇所調査（5/13）
4. 第2回部会（5/20）【LINE】
 - 危険箇所調査報告書の作成と配布について
 - 「子どもを守る安心の家」訪問について
5. 運動会の警備協力（6/4）
6. 第1回学区安全対策会議 部長のみ（未定／例年6月）
7. 第3回部会（8/27）【LINE】
 - ふれあい広場について
8. しょうわっ子ふれあい広場協力（9/2、9/3）
9. 第2回学区安全対策会議 部員全員（未定／例年1月）
10. 第4回部会（1/21）【LINE】

その他

- 交通当番表作成
- 地区懇談会参加（危険箇所等の報告等）
- 各地の行事参加
- 防犯パトロールステッカー掲示

【 地区正副会長会 】 事業計画

1. 第1回地区こども会参加（4月14日）→学校より役員の参加見合わせ依頼あり不参加
 2. 危険箇所調査（5月予定）
 - ・校外生活部への協力
 3. 運動会（6月4日）
 - ・警備協力
 4. 第2回地区こども会参加、地区懇談会開催（7月12日）
 5. 環境整備部、地区正副会長会との合同会議（8月下旬予定）
 - ・PTAバザーについて
 6. PTAふれあい広場
 - ・バザー準備（9月3日）
 - ・バザー実施（9月4日）
 - ・環境整備部への協力
 7. PTA資源回収（10月15日）
 - ・環境整備部への協力
 8. 第3回地区子ども会参加（12月6日）
 9. 地区正副会長会（1月下旬予定）
 10. 第4回地区こども会参加（3月2日）
- ※ その他
- ・各地区、各自治会行事等の運営及び参加
 - ・校内消毒作業（コロナ対策）

PTA 会費徴収方法の変更について

現在の集金のデメリット

- ・来校の必要&接触
- ・管理責任(学級会長・担任)
- ・学校の作業の負担



口座引き落としのメリット

- ・デメリットの解消

必要事項

- ・個人情報の使用には
使用目的や管理規則を
示したうえで承諾が必要



- ・個人情報取扱規則の制定

徴収方法変更までの流れ

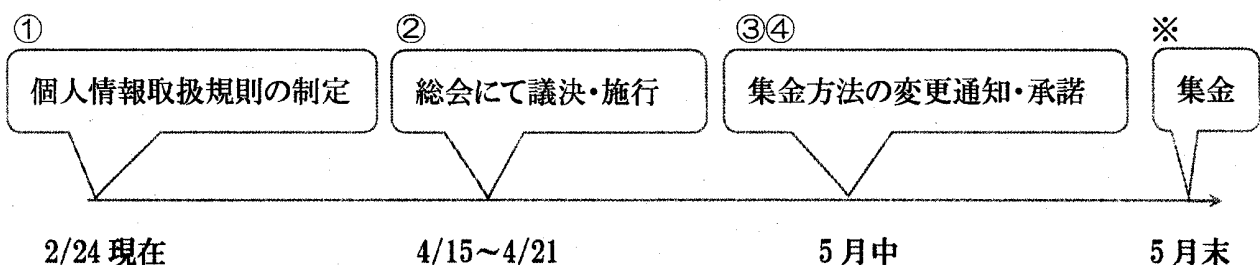
- ①個人情報取扱規則の制定
- ②総会にて議決・施行
- ③規則の周知
- ④集金方法の変更通知・承諾

PTA 会費は例年手集金を行っていました。手渡しによる接触、学級会長・担任の集金時の責任、集計の作業負担などを鑑み、本年度 PTA 本会では口座引き落としへの変更を検討してきました。

給食費など現在行われている引き落とし口座の情報は、学校が管理する個人情報です。PTA 会費集金のために、学校から会員の口座情報(個人情報)を入手する場合は使用目的や管理規則を示したうえで会員から承諾を得る必要があります(平成 29 年以降)。そのため管理規則を定めた昭和小学 PTA の個人情報取扱規則を制定し、その上で会費の集金方法を変更することとしました。

そこで、本年度は本会において個人情報取扱規則制定のための検討を執り行いました。文面は他校でも用いられているものと同等の内容になっています。現役員の皆様にもお目通しいただきたく存じます。下記の進行図のように来年度の総会で議決を取り、施行、周知をしたのちに、引き落としのお願いを出させていただき流れて考えておりますが、それまでに役員の皆様からもご意見をいただき、必要な修正を加えていけると良いかと思っております。

※引き落としの際には 10 円の手数料がかかります。



令和4年度 PTA一般会計予算（案）

令和4年4月15日
長野市立昭和小学校PTA

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,435,937	1,435,937	0

1 歳入

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 繰越金	375,932	372,556	3,376	
2 PTA会費(安全互助会費含む)	1,060,000	1,058,000	2,000	¥2,000×530 (家庭数500職員30)
3 特別会計繰入金	0		0	
4 その他の収入	0		0	
5 利息	5	4	1	
合計	1,435,937	1,430,560	5,377	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 総務費	1,131,610	900,402	231,208	
(1) 事務費	100,000	48,840	51,160	印刷機消耗品・修理代
(2) 会議費	10,000	8,679	1,321	
(3) 慶弔費	50,000	15,000	35,000	
(4) 市P連負担金	258,770	260,370	▲ 1,600	¥400×645 振込手数料770
(5) 入学式卒業式補助金	36,000	36,000	0	生花・松レンタル
(6) 旅費	5,000	1,400	3,600	
(7) 通信費	0	0	0	
(8) 運動会お茶	0	0	0	
(9) 図書費補助金	450,000	450,000	0	
(10) 渉外費	100,000	0	100,000	
(11) 地区負担金	0	0	0	
(12) 活動費補助金	0	0	0	
(13) PTA安全互助会費	76,840	76,613	227	
(14) 転出児童会費返金	5,000	3,500	1,500	
(15) 研修補助費	40,000	0	40,000	CAPながの研修補助
2 家庭教育委員会費	25,000	14,369	10,631	
(1) 研究助成費	15,000	12,290	2,710	まなごし・よりよいPTA
(2) 事務費	5,000	2,079	2,921	
(3) 会議費	5,000	0	5,000	
3 学級会長会費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
4 教養部費	110,000	102,561	7,439	
(1) サークル助成金	0	0	0	
(2) PTA通信印刷費	100,000	100,540	▲ 540	しょうわの輪207・208号
(3) 事務費	5,000	2,021	2,979	
(4) 会議費	5,000	0	5,000	
5 厚生部費	45,000	36,364	8,636	
(1) 環境整備費	40,000	36,364	3,636	PTA作業飲み物、謝礼
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
6 環境整備部費	5,000	0	5,000	
(1) 会議費	5,000	0	5,000	
7 校外生活部費	5,000	932	4,068	
(1) 講習会費	0	0	0	
(2) 会議費	5,000	0	5,000	
(3) 運営費	0	932	▲ 932	
8 地区PTA会長会費	10,000	0	10,000	
(1) 会議費	10,000	0	10,000	
9 予備費	99,327	0	99,327	次年度繰越金含む
合計	1,435,937	1,054,628	381,309	

歳出予算の各項目に過不足が生じた場合は流用できるものとする。

令和4年度 PTA特別会計予算（案）

令和4年4月15日
長野市立昭和小学校PTA

歳入総額	歳出総額	差引残高
1,648,801	299,000	1,349,801

1 歳入

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 前年よりの繰越金	1,478,776	1,818,583	▲ 339,807	
2 PTAバザー売上	50,000	0	50,000	
3 ふれあい広場売上	20,000	0	20,000	
4 資源回収	100,000	68,510	31,490	
5 雑収入	25	22	3	利息
合計	1,648,801	1,887,115	▲ 238,314	

2 歳出

項目	①本年度予算額	②昨年度決算額	増減(①-②)	備考
1 金管バンド活動補助金	120,000	119,033	967	
2 街頭指導旗購入費／班長旗購入費	20,000	87,800	▲ 67,800	
3 環境設備費	15,000	12,200	2,800	資源回収手数料
4 金管バンド県外大会参加補助	50,000	84,506	▲ 34,506	東海大会長野市開催のため
5 卒業証書ホルダー補助	54,000	64,800	▲ 10,800	¥540×100
6 児童会費補助	30,000	40,000	▲ 10,000	
7 PTA寄贈テント代	0	0	0	
8 予備費	10,000	0	10,000	
			0	
			0	
			0	
			0	
		0	0	
合計	299,000	408,339	▲ 109,339	

令和4年4月8日

昭和小学校PTA会員の皆様

昭和小学校PTA会長 小山田 幸二

副会長 谷 太一

PTA活動における個人情報の取扱いについて

桜花の候、皆様におかれましては益々ご清栄のことと拝察申し上げます。平素よりPTA活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年度より本校PTAにおける個人情報保護のあり方を見直し、規約策定を行うこととしました。これまでも、個人情報の取扱いには十分注意をしながら進めて参りましたが、法の改正に伴い、本PTAでの対応が必要となっております。つきましては、4月4日に役員会を招集し、協議のうえ、別紙「長野市立昭和小学校PTA個人情報取扱規則」を制定し、施行していく運びとなりました。会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。尚、今後の個人情報の取扱いの要点を下記に示しましたので、別紙とあわせてご覧いただきたいと存じます。

記

- 1 会員から個人情報（氏名、住所（地区）、電話番号等）を取得するときは、利用目的を本人に知らせる。
- 2 取得した個人情報は、利用目的以外に使用しない。
- 3 個人情報の管理はPTA会長の責任のもとで厳重に行い、不要となった情報は速やかに破棄する。
- 4 個人情報を第三者（自治協議会、近隣PTA等）に提供する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。
- 5 個人情報の取扱いについて明文化し、会員に周知する。

以上

昭和小学校PTA事務局
担当 山崎 智之（教頭）
佐々木 直人（PTA幹事）
TEL 284-4004

長野市立昭和小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長野市立昭和小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、三役及び理事とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

(研修)

第16条 本会は、三役及び理事に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「長野市立昭和小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和4年4月22日より施行する。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、昭和小学校PTAといい、事務局を昭和小学校内に置く。

(目的)

第2条 当会は、家庭と学校が協力し、昭和小学校の教育を振興し、児童の健全な成長をめざし、会員相互の親和と協力によって、次の各号を目的とする。

- (1) 学校の教育活動協力に関すること。
- (2) 児童の校外生活指導に関すること。
- (3) 学校の教育的環境整備に関すること。
- (4) 児童の健康促進に関すること。
- (5) 会員相互の教養活動、親睦に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(方針)

第3条 当会は、教育を本旨とする民主団体であり、常に中立性を堅持する。

第4条 当会は、児童の健全育成のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第5条 当会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期すために努力する。

第6条 当会は、学校の管理運営や教職員の人事には関与しない。

第7条 当会は、昭和小学校に在籍する児童の父母と教員及び本会の趣旨に賛同するものを会員とする。

(会計)

第8条 当会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

第9条 会費は、総会において定め、月毎、または一年分を一括して納めることができる。

第10条 当会の費用は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第11条 当会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(組織構成)

第12条 当会は次の会並びに委員会を置く。

- (1) 本会
- (2) 常任委員会

第2章 本会

(部会等)

第13条 本会に、次の部会並びに委員会（以下「部会」という）を置く。

- (1) 家庭教育委員会
- (2) 学級会長会
- (3) 教養部
- (4) 厚生部
- (5) 環境整備部
- (6) 校外生活部
- (7) 地区PTA会長会

(役員)

第14条 第12条第1号の役員選出は、次のとおり行う。

- (1) 本会正副会長は、会長1名、副会長4名（内1名は教頭）とし、常任委員会において決定し、総会の承認を得る。
- (2) 本会に、常任委員会の推薦により、会計監査2名を置く。
- (3) 本会に、幹事若干名を置くことができるものとし、会長が委嘱する。

2 前条各号の役員選出は、次に従い各組織構成員の互選とする。

- (1) 学級会長会は、会長1名、副会長1名、学年会長各学年1名とする。
- (2) 前号を除く各部会は、部会長（委員会は委員長、以下「部会長」という）1名、副部会長（委員会は副委員長、以下「副部会長」という）2名（内1名は教員）とする。

第15条 役員任期は、定期総会から次の定期総会までの間とする。ただし再任は妨げない。欠員に伴う補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 本会に、参与を置き、学校長がその職にあたる。

第17条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

(役員の仕事及び兼任)

第18条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、当会を代表し、会務を統括し、必要に応じ各部会の開催を要請することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はその仕事を代行する。
- (3) 第13条各号に該当する部会長は、各組織内の会議司会及び会務の統括、その他を行う。
- (4) 第13条各号に該当する副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある場合はその仕事を代行する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。
- (6) 幹事は、会長の指示を受け事務及び会計を行う。
- (7) 参与は、教職員の統括の他、当会の活動に関し指導助言を行う。

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 家庭教育委員会の委員長は、第14条第2項の規定に関わらず、本会副会長が兼任する。

(総会)

第19条 総会は、毎年4月に定期総会を開く。また必要により臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、会長が会員を招集して開催する。
- 3 総会の議長は、原則として前任の会長とし、会長が委嘱する。
- 4 総会における議事は次のとおりとする。

- (1) 規約の変更に関する事。
- (2) 事業計画並びに収支予算の決定に関する事。
- (3) 事業報告並びに収支決算の承認に関する事。
- (4) 第12条第1号の役員の仕事の承認に関する事。
- (5) その他PTAの活動上極めて重要で、総会の審議に付することが適当と判断される事項。

(部会)

第20条 部会は、必要に応じ各部会長が招集して開き、それぞれ会務の運営について、研究、協議、実践をする。

(部員選出)

第21条 部員選出は、次のとおりとする。

- (1) 家庭教育委員会、学級会長会、教養部、厚生部は各学級より1名、学校職員より若干名を選出する。
- (2) 環境整備部、校外生活部は各地区PTAより1名、地区PTA会長会は2名(各地区PTA正副会長)、学校職員より若干名を選出する。

(部会事業)

第22条 各部会の事業は次のとおりとする。

- (1) 家庭教育委員会
県P、市P連合会と連携を取りながら、家庭教育向上のため、相互に研修し合い、併せてPTA活動の充実を図るための活動を行う。
- (2) 学級会長会
児童の学校生活の充実とその理解を深め、学校と社会と家庭との連携を強化するための研究、指導を行う。
 - (イ) 学級PTA
授業参観、教育相談、会員の研修及びその他学級活動に必要なと認められる事項などについて、協議並びに連絡調整を行う。
 - (ロ) 学年PTA
学級PTAの連合体で、学年共通の問題などについて、協議並びに連絡調整を行う。
- (3) 教養部
会員の研修のために講演会の開催、同好会の結成、通信の発行及びその他の活動を行う。
- (4) 厚生部
会員の親睦を深めるために研修を行うとともに、広く福祉に関する研究やPTA作業等の活動を行う。
- (5) 環境整備部
学校の教育的環境の整備を図るために、資源回収・バザー等の活動を行う。
- (6) 校外生活部
児童が安全な生活を送るための環境づくりや調査、研究と具体的な指導等を行う。
- (7) 地区PTA会長会

- 児童の校外における生活をより健全なものにするための研究や協議及び指導等を行う。
- 2 各部会は、相互に密接な連絡調整を図り、協力しPTA活動の活性化に努めるものとする。

第3章 常任委員会

(委員)

第23条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 第14条第1項第1号に該当する本会正副会長
 - (2) 第13条第1号に該当する家庭教育委員会正副委員長
 - (3) 第13条第2号に該当する学級会長及び学年会長
 - (4) 第13条第3号から第6号に該当する教養部、厚生部、環境整備部及び校外生活部正副部長
 - (5) 第13条第7号に該当する地区PTA会長
 - (6) 学校職員(若干名)
- 2 委員の任期は、第15条を準用する。

(会議)

第24条 会議は、会長が招集し開催する。

- 2 会議の議長は、副会長が務める。
- 3 決議は、出席委員の過半数以上の賛同をもって可決する。

(議事)

第25条 議事は、次のとおりとする。

- (1) 総会への諮問案件の審議、議決
- (2) 規定並びに申し合わせ事項の制定若しくは変更に関する審議、議決
- (3) その他、本会の活動に関する協議、審議、議決

第4章 雑則

第26条 当会は、必要に応じ地区育成会と協議して、事業を共催することができる。

第27条 当会は、必要に応じ他のPTAや教育団体と協議して、事業に参加することができる。

第28条 当会の会員の家族(成人に達した者)は、会員の代理ができる。

第29条 当会に、基金を置くことができる。基金は常任委員会の議決を経て活用することができる。

第30条 教養部の下部組織として、研修のための同好会(読書・コース等)を結成することができる。同好会(会員10名以上の場合)は、所定の手続きを経て、補助金(若干)を受けることができる。補助金の額は、常任委員会において決定する。

(規約の変更)

第31条 この規約を変更する場合は、総会の議決によらなくてはならない。

(補足)

第32条 この規約に定めるものの他、必要事項について常任委員会の議決及び承認を経て、別に定めることができる。

附則(昭和62年4月1日)

この規約は、昭和62年4月1日より実施する。

附則(平成6年4月1日)

この規約は、総会議決日より施行し、当該年度より運用する。

附則(平成12年4月1日)

この規約は、総会議決日より施行し、当該年度より運用する。ただし第13条第1号、第18条第2項、第21条第1号、第22条第1号及び第2号並びに第23条第1項第2号の「父親委員会」に関する規定については、当該年度定期総会以後の臨時総会若しくは評議委員会の決議日より施行する。

附則(平成13年12月17日)

この規約は、総会議決日より施行し、当該年度より運用する。

附則(平成19年4月21日)

この規約は、総会議決日より施行する。

附則(平成23年4月23日)

この規約は、総会議決日より施行する。

昭和小学校P T A 慶弔規定

本会の慶弔規定を次のとおり定める。

1 弔慰及び見舞

(1) 父母会員及び児童の場合

ア 死亡弔慰 父母会員の死亡の場合は本会から1万円、学級P T Aから5千円の香料を持って、会長、学級会長、学級担任が弔問する。

児童死亡についてもこれに準ずる。ただし、児童の弔問については学校で配慮する。

イ 病気見舞 P T Aとしては一切行わない。

ウ 不慮の災害（主として火災） 本会から5千円、学級P T Aから5千円の見舞金を送る。

(2) 学校職員の場合

ア 死亡弔慰 本人死亡の場合は本会から1万円、学級P T Aから5千円の香料を持って、会長、学級会長、児童代表が弔問する。

実親、妻子死亡の場合は、本会から5千円の香料を持って、会長が弔問する。

イ 病気見舞 病気見舞の判定は、正副会長、当該学級会長が連絡し合って行うものとし、本会から5千円、学級P T Aから5千円の見舞金を送る。

ウ 不慮の災害（主として火災） 本会から5千円、学級P T Aから5千円の見舞金を送る。

~~2 慶祝~~

~~(1) 学校職員の結婚 学級P T Aとして5千円を御祝金として贈る。~~

~~(2) 学教職員及びその配偶者の出産~~

~~学級P T Aとして5千円を御祝金として贈る。~~

3 その他

(1) 上記の規定によりがたい場合には、三役会において対応を決定する。

(2) 上記1 弔慰及び見舞、~~上記2 慶祝のうち~~、学級P T Aで行うものについては、本会会計から支出する。

(3) 学級担任を持たない学校職員に対しては、学級担任の例に準じて本会で行う。

(4) 本規定により慶弔を受けた者は、金品による返礼はしないものとする。

この規定は、昭和62年4月1日から実施する。

この規定は、平成21年4月1日から実施する。

この規定は、平成28年4月1日から実施する。

この規定は、令和2年9月4日から実施する。

この規定は、令和4年4月 日より実施する。（決定後各自記入する）

昭和小学校PTA 申し合わせ事項 (R2.1.17 現在)

- 1 会長および副会長（以下、本会正副会長）の選出にあたっては、できるだけ多くの会員が役員を経験できるよう、原則的に重複した選出を避けるものとし、会長が委嘱する委員により策定した基準に基づいて、公平かつ公正な選出を図るものとする。
また、会長の選出にあたっては、地区が片寄らないよう配慮し、今井、原、御厨の各地区の輪番で選出することを原則とする。なお、選考事情によっては原則によらなくてもよいこととする。
- 2 学級役員の選出にあたっては、できるだけ多くの会員が役員を経験できるよう、原則的に重複した選出を避けるものとし、「学級役員選出マニュアル」に基づいて、公平かつ公正な選出を図るものとする。
- 3 各部会（家庭教育委員会、学級会長会、教養部、厚生部、環境整備部、校外生活部、地区PTA会長会）の正副部会長および六学年の学年会長の選出にあたっては、過去に本会正副会長、各部会の正副部会長および六学年の学年会長を経験した者（の家庭）は対象としないこととする。
- 4 地区選出PTA役員と学級選出PTA役員を兼任しないこととする。但し、やむをえない事情があり兼任する場合には、各部会の正副部会長の対象としないこととする。
なお、地区選出PTAの部会とは、環境整備部、校外生活部、地区PTA会長会(各地区PTA副会長)とする。やむをえない事情により兼任することになった役員は、偏ることなく、それぞれの部会（兼任している複数部会）において積極的に活動するものとする。
- 5 第1子が第一学年の会員（家庭）については、部会長の対象としないこととする。ただし、前述の第3項から第5項までのいずれの場合であっても、本人が希望する場合には、その就任を妨げないものとする。
- 6 学級会長会においては、六学年より会長を選出するとともに、六学年の学年会長は別に選出する。なお、六学年の学年会長が、卒業式の謝辞を担当する。
学年会長の選出にあたっては、一学年の学年会長は1組、二学年の学年会長は2組というように組の輪番によることを原則とし、該当する組の無い学年にあつては、該当する学年の学級会長の互選により選出する。なお、五学年の学年会長が、学級会長会の副会長を兼任する。
また、中学校入学式において新入生の保護者代表挨拶等の依頼があつた場合は、該当する中学校へ入学する生徒のいる会員（家庭）から公平に選出することを原則とする。
- 7 家庭教育委員会副委員長、および教養部、厚生部の正副部長は、第3項から第5項の非対象者を除く全学級役員から選出する。

- 8 環境整備部、校外生活部の正副部長は、第3項から第5項の非対象者を除く全地区役員から選出する。
- 地区PTA会長会の会長は、第3項から第5項の非対象者を除く各地区PTA会長より選出し、地区PTA会長会の副会長は、各地区PTA副会長より選出する。
- 9 選出対象者で、特殊事情により正副部会長ができない者は、該当する各部会にて話し、判断してもらうこととする。
- 10 学級PTA等において飲食を伴う活動をする場合は、次の各号を満たすものであって、必要に応じ各単位組織ごとに定める申し合わせ事項に従い実施することとする。
- (1) 明確な活動目的を持ったものであること。
 - (2) 単位組織会員の過半数の同意を得たものであること。
 - (3) できる限り、簡素簡略化に努め、会員に対し、身体的または精神的もしくは財政的に過度な負担を強いるものでないこと。
- 11 各単位組織における賛否両論の意見は互いに尊重し合い、賛否の行為を対象とした誹謗中傷はしないこと。なお、学校長およびPTA会長は、これらに反すると判断される活動を行った組織に対し、以降の活動を制限することができる。

(平成24年度役員選出時から適用、一部平成29年度に変更。)

昭和小学校PTA 学級役員選出マニュアル

◎選出する役員と昨年度の主な仕事

④学級役員 <ul style="list-style-type: none">・学級会長・・・学級懇談会の進行・調整・家庭教育委員・・・「ほほえみ」作成、校内研修会の開催・教養部・・・しょうわの輪の作製・厚生部・・・親子作業の計画	+	⑤補欠 <ul style="list-style-type: none">・補欠1・補欠2
--	---	--

◎選出の対象としない者

⑥ <ul style="list-style-type: none">・過去に昭和小学校のPTA会長、副会長（以下、本会正副会長）を経験した保護者（の家庭）・対象児童について、過去に環境整備部長・副部长、校外生活部長・副部长、地区PTA会長会・副会長会会長を経験した保護者（の家庭）・対象児童について、過去に④学級役員を経験した保護者（の家庭）・当該年度の昭和小学校のPTA会長、副会長に内定している保護者（の家庭）・当該年度において、犀南ブロック内の中学校（川中島中学校、広徳中学校、更北中学校）のPTA本会正副会長に内定している保護者（の家庭）・対象児童の兄弟の小学校学級で当該年度の④学級役員に決定している保護者（の家庭）

◎留意事項

- ・基本的には下記の選出手順によることとするが、各クラスの話し合いで合意が得られた場合には、選出方法を変更することはかまわない。
- ・くじで決める場合、欠席者については基本的に出席者と同等に扱う。
- ・役員選出に当たり問題が発生した場合には、各クラスで話し合って解決する。

◎選出手順

- 1 クラス担任の先生が、今回の選出が保護者の協力でスムーズに行えるようお願いする。
- 2 現学級会長（不在の場合は⑥の非対象者）が司会者となり、出欠をとる。
- 3 今回の選出対象者で、特殊事情により役員ができない者は、クラス全体に話して判断してもらう。
- 4 今回の選出対象者の人数を確認する。
対象者が選出役員の数に満たない場合には、⑥の非対象者のうち、本会正副会長経験者を除き、選出対象とする。この者は、自分の希望する役職に優先的に就くこととする。
- 5 今回の選出対象者の中から、学級会長への立候補を受け付ける。1名の場合は決定。複数名の立候補があった場合には、くじで1名を決める。
- 6 残りの④学級役員（学級会長への立候補がない場合には学級会長を含む）への立候補を受け付け、くじで学級役員名を決める。
- 7 未決定の④学級役員について、今回の選出対象者全員でくじ引きをして決める。
決定した学級役員の中に欠席者がいる場合には、その場でクラス担任の先生に電話で役員決定したことを伝えてもらう。
- 8 ⑤補欠について6、7と同様の方法で決定する。
年度途中の転校などで学級役員に欠員が生じた場合、その役職に補欠1、補欠2の順で就くこととし、役職の順送りなどはしない。
- 9 司会者が、決定した④学級役員4名と⑤補欠2名を改めてクラス全体に確認する。